

火災保険契約における故意の事故招致に関する一考察

神戸学院大学 西原 慎治

1. 問題の所在

商法 641 条は、「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス」と規定している¹。このことから理解されるように、損害保険契約においては、保険契約者もしくは被保険者の悪意・重過失に基づいて発生した保険事故については、保険者は免責される。

それでは、この保険者もしくは被保険者の悪意・重過失の対象は、一体何を指すのであろうか。本報告では、この点についての極めて興味深い事例をベースに、この問題について検討を行いたい。

2. 対象となる裁判例

東京地方裁判所民事第 41 部平成 21 年 3 月 27 日判決（平成 20 年（ワ）第 4931 号保険金請求権）・請求棄却（控訴）・判例集未搭載

【事実の概要】

平成 11 年頃、X1 とその妻である X2 は、甲建物を建築したが、その際に、X1 は、住宅金融公庫から 2100 万円の融資を受けた。本件融資にあたっては、A（X2 の父）が連帯債務者となったが、実際の返済は X1 および X2 のみが行っていた。

なお、本件融資の実行に際しては、住宅金融公庫特約火災保険への加入を義務づけられ、X1 は、Y との間で同保険に加入したが、その際、連帯保証人である A も保険契約者とされた（保険契約者 X1 および A、被保険者 X1 および X2）。なお、この際、保険料は、一括して X が支払っている。

平成 19 年 2 月 7 日に、A の放火により、本件建物は焼失した（なお、A は後日、この件について刑事裁判で有罪判決を受けている）。

¹ 新たに単行法化された保険法第 17 条本文も、「保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。」と、商法 641 条と同様の規定をおいている。

X1 ならびに X2 は、Y に対して本件火災保険金の支払を求めたが、Y は本件特約条項 2 条 1 項（商法 641 条と同趣旨）に基づき支払を拒絶したので、本訴に及んだ。

【判旨】

請求棄却

「本件において、原告らは、免責条項の適用排除を主張するものであるが、保険契約者の故意により保険事故が引き起こされた場合に、一律に保険者の保険金支払義務を免責することなく、保険者等の個別的、具体的事情による免責の例外を認めることは、そもそも前記場合について、免責条項を明文化して、類型的に、保険契約当事者間の信義則違反を防ごうとした趣旨に反するばかりか、保険契約者と被保険者との間には通常、密接な関係があることからすると、保険契約者が不正に被保険者に保険金を取得させるなどの公益に反する事態の発生を招きかねない。したがって、保険契約の文言上からも原告ら主張のような解釈は到底採用できない。」

3. 検討事項

本事案にあつては、被保険者ではない保険契約者 A の故意の事故招致によって保険事故は引き起こされているが、これに対して、裁判所は、商法 641 条を形式的に適用することによって、原告の請求を棄却した。

しかしながら、もし、本件で保険金請求を認容したとしても、故意の事故招致をした A 自身は、被保険者でない以上、保険金を取得できるというわけでもないので、果たしてこのような場合にまで保険者が免責されてよいのか、ということが問題となる。

そこで、本報告では、時間の都合もあり、本判決の立場と全く反対の立場である以下のテーゼが成立しうるか否かに絞って、検討を加えることとしたい。

「火災保険契約においては、被保険者ではない保険契約者が保険事故を招致した場合には、保険契約者が被保険者に不正の利益を得させようとしていた等の特段の事情のない限り、保険者は保険金支払の義務を免れ得ない。したがって、法令ならびに約款の定めは、この限りにおいて保険契約の当事者を拘束しない。」

以上